

少人数挙式利用規約

本利用規約は、タメニー株式会社（以下、「乙」といいます）が提供する少人数挙式サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に関して遵守すべき事項を定めたものであり、本サービスの利用者（以下、「甲」といいます）と乙との間で別途締結された少人数挙式契約（以下、「本件契約」といいます）の内容を補完するものです。

第1条【契約の成立】

本件契約書に署名を頂くことにより、本件契約が成立します。本件契約が成立した日を契約締結日とします。

第2条【提供サービス】

1. 本サービスは次のとおりです。なお、本サービスには、別途オプション設定（別料金）されているものもあり、その場合は別途料金が発生いたします。
 - (1) 本サービスの企画、設営、運営及びそれに附随するサービスの提供ただし、本サービス出席者から頂戴するご祝儀等の金品の收受及び管理は除きます。
 - (2) 本サービス会場及びサービスを提供する事業者の紹介、手配
 - (3) 本サービス関連商品の手配
 - (4) 上記に関わる決済業務
2. 乙は、甲に事前に所在・名称等を明らかにして、本サービスの一部を本サービス会場、司会者その他のサービスを提供する事業者（これらを併せて以下、「サービス事業者」といいます）に委託することができます。

第3条【予約人数の確定】

1. 甲は、最終の打合せにて、確定した予約人数を乙に通知します。なお、最終の打合せは本サービス開催日の21日前までに行います。乙は通知を受けた後、会場に対して最終の開催確定通知（以下、「確定通知」という）を行います。
2. 本サービス開催日の21日前までに甲より予約人数の最終通知がない場合は、最新の見積りに記載された出席者数を予約人数とみなします。
3. 確定通知後の予約人数の変更はできません。また、本サービスに欠席者が出た場合でも、引き出物、料理等既に発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の費用を甲は乙に支払わなければなりません。
4. 第1項及び第2項にて確定した予約人数より増えた場合は、増えた人数分の費用を甲は乙に別途支払わなければなりません。

第4条【申込金の延着及び不足】

1. 甲が申込金の支払期日を乙への事前の申し出なく徒過している場合、甲から解約の申し入れがあったものとみなします。なお、これに伴い甲及び甲の関係者に生じた損害については甲の負担とします。
2. 前項の場合、規定のキャンセル料が発生した場合には、甲は乙に対しキャンセル料の支払義務を負います。

第5条【器物等の破損】

甲及び甲の関係者が会場にある施設、什器備品等を紛失・破損・損傷した場合には、乙の指示に従い、甲にその修理もしくは損害の賠償をして頂きます。

第6条【本サービスの中止】

1. 乙は、本サービスにおいて不法行為に該当するような加害行為やその他本サービスの開催、進行に支障をきたす危険・迷惑行為（以下、「加害行為等」といいます）が甲及び甲の関係者について認められた場合は、やむを得ずその行為者に対して警告または退去を要請することができます。さらにその要請にも関わらずその加害行為等が収まらず本サービスの進行が困難であると乙が判断したときは、乙は、その旨甲に通知して本サービスを中止することができるものとします。
2. 前項の事態より生じた損害の補償及び賠償については、被害当事者と加害当事者の間において直接協議して解決

するものとし、乙は被害当事者及び加害当事者に対しても一切の責任を負いません。

第7条【完全履行とみなす場合】

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとみなし、甲は料金全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

- (1) 乙の責に帰すべき事由なく甲または甲の関係者が会場に来場せず、本サービスの開催ができずに終了時間を経過したとき
- (2) 乙の責に帰すべき事由なく本サービスの開始時間が遅延し、「進行表」に定められたサービス及び提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき
- (3) 前条第1項に定める加害行為等や甲が正当な理由なく本サービスを拒否したことにより本サービスの開催、進行が不能となったとき

第8条【免責事項】

以下に定める事由に該当することが発生した場合については、本件契約等を中止するものとし、甲、乙及び会場とも免責とします。なお、甲の希望する日時への変更が可能であると乙が認める場合には、別途締結した本件契約書第4条の定めに従い開催日時の変更を行うことができるものとします。

- (1) 天災地変、会場の火災、その他甲乙または会場のいずれの責に帰することができない事由により開催会場の全部または一部が毀損し会場が使用できないとき。
- (2) 甲または甲のご列席者の方々いずれかの生命、身体等の安全の確保が困難であり、パーティ等の催行が不可能であると乙が判断したとき。
- (3) 法令の変更または公権力の行使に起因して開催会場の使用が不可能または著しく困難になったこと（会場の取用、使用禁止、中止要請、差止要請等の関係官庁または裁判所の命令その他処分等を受けた場合、のみならずノロウイルス、インフルエンザ及びその他のウイルス等の感染症の拡散防止等を理由として行政当局から開催会場が指導、勧告を受けたことにより乙が開催中止を任意に決定した場合を含みます）などで本件契約の履行が不可能または著しく困難になったと乙が判断したとき。

第9条【中途解約】

1. 甲の解約の意思について乙が確認できたときに解約が成立します。ただし、第4条第2項の料金の未払いによるみなし解約の場合を同項で定めた日に解約が成立します。
2. 乙は本件契約書に基づき、解約に要するキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、その通知を受けた日から7日以内に、乙に対し甲両名が連帯してその通知したキャンセル料を支払うものとします。ただし、支払方法は乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により行うものとし、支払に要する手数料は甲の負担とします。
3. 甲がキャンセル料の支払をするまでは、乙の同意があった場合に限り解約の撤回をすることができます。ただし、前項の支払期限を経過した場合はこの限りではありません。
4. 甲が、キャンセル料を前項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求します。

第10条【オプションサービスの中途解約】

1. 甲は、利用申込みをしたオプションサービスを甲の都合で解約するときは、あらかじめ説明を受けた各サービス事業者が定めるキャンセル料を支払うものとします。
2. 乙は、その解約に必要なキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、通知を受けた日から7日以内にキャンセル料を本件契約で指定した口座に振り込む方法により支払うものとします。この場合、支払に要する手数料は甲の負担とします。
3. オプションサービスの解約の撤回はできません。キャンセルされたオプションサービスを再度利用する場合には新たな申込みが必要となります。
4. キャンセル料が第2項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に

遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求します。

第11条【契約の解除】

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対して催告することなく本件契約及び乙と契約した、その他本サービスに関わるすべての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自らこれらの申し立てをしたとき
 - (2) 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 正当な理由なく、乙が契約書、利用規約及び進行表等に定められた債務を履行しないとき
2. 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本件契約及びその他本サービスに関わる全ての契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約書及び甲の記載事項につき虚偽の記載等が認められるとき
 - (2) 他の事業者等による、乙の業務を調査することを目的とした契約であると認められるとき
 - (3) 甲及び甲の関係者が反社会的勢力（暴力団・過激な特殊団体など）に関与していることが判明し、またこれらの団体に加盟したとき、あるいは刺青等などにより外観上から客観的に当該団体との関係性が疑われるとき
 - (4) 本サービスにおいて違法行為や危険行為（未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなったとき
 - (5) 正当な理由なく、甲が本件契約及び本件利用規約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず違反が解消されないとき
 - (6) 乙と契約を締結する以前に、甲が乙以外の事業者と本サービスに関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにもかかわらず、甲がその申告をせず、後日その事実が判明したとき
 - (7) その他、乙が本件契約の継続及び本サービス開催が適当でないと認めたとき
3. 前項の規定により本契約が解除された場合は、オプションサービスを含め乙と契約したその他本サービスに関わるすべての契約も同時に解除されるものとします。
4. 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは、本件契約第5条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。
5. 甲及び乙は、本条により本件契約が解除された場合、解除された側は当然に期限の利益を失い、直ちに債務の一切を賠償しなければなりません。

第12条【本サービス当日の延長料金】

本サービス当日はいかなる場合もプログラム内容の変更、追加や終了時間の超過をすることはできません。万が一、甲及び甲の列席者の都合により時間が超過した場合は、甲は時間超過により乙、会場、サービス事業者、他の新郎新婦等に生じた損害を負担いただくものとします。

第13条【損害賠償】

乙は、乙もしくはサービス事業者がその責に帰すべき事由により債務の履行ができなかったことによる甲の損害について、不履行となったサービス料金相当額を損害賠償の上限として甲乙協議の上決定した額を甲に対して支払います。ただし、乙もしくはサービス事業者の故意または重過失により債務の履行ができなかった場合は、この限りではありません。

第14条【秘密保持】

甲は、本契約により知り得た乙の秘密のうち乙が秘密である旨明示したものについて、営利・非営利、個人利用・法人利用、有償・無償等の別を問わず、利用すること、及び第三者へ提供することはできません。ただし、本件契約締結以前に既知となっていた事項については、この限りではありません。

第15条【個人情報の取扱い】

1. 乙は、甲より提供を受けた個人情報を無断で第三者に漏洩することの無いよう厳重に管理します。
2. 乙は、サービスの提供に必要な範囲に限り、甲の個人情報をサービス事業者に提供することがあることに甲はあらかじめ同意します。

第16条【権利放棄】

1. 乙が、甲の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではありません。
2. 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならないものとします。

第17条【準拠法】

本件契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されます。

第18条【合意管轄】

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にするものとします。

第19条【その他】

本件契約及び本規約に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲及び乙は信義に従い、誠実に協議解決するものとします。

以上